

障害児支援

障害者手帳の交付

- **身体障害者手帳** …… 身体障害のある方に1～6級の手帳を交付します。
- **療育手帳** …… 知的障害のある方にA・B・C判定の手帳を交付します。18歳未満の交付には、知多児童・障害者相談センターの判定が必要です。
- **精神障害者保健福祉手帳** …… 精神障害のある方に1～3級の手帳を交付します。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

福祉サービス

通所受給者証の交付と利用できる各種サービス

- **児童発達支援** …… 未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
東海市立あすなる学園(☎0562-34-9585) カトレア(☎0562-57-0025)などの指定事業所。

児童発達支援センター (東海市加木屋町東大堀22-8)

☆東海市立あすなる学園

肢体の不自由な児童が保護者とともに通園し、機能回復訓練及び療育指導により、自立自活するための基礎を養い、児童福祉の増進を図ります。

☆カトレア(社会福祉法人さつき福祉会)

就学前の心身の発達につまずきのある児童に対して療育指導を行う中で、情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を養い、運動機能やコミュニケーションの発達を促します。

- **放課後等デイサービス** …… 就学中の障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のため必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。東海市を含め近隣市町村に多くの指定事業所があります。
- **保育所等訪問支援** …… 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- **障害児相談支援** …… 障害児通所支援を利用する障害児や家族からの相談を行ったり、支給決定時の障害児支援利用計画の作成や、支給決定後の計画の見直しを行います。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

地域生活支援事業受給者証の交付と利用できる各種サービス

- **移動支援** …… 移動が困難な障害児に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
- **日中一時支援事業(B型)** …… 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、児童に日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等その他市が決めた支援を行います。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

障害福祉サービス受給者証の交付と利用できる各種サービス

- **居宅介護(ホームヘルパー派遣)** … ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
- **行動援護** …… 行動上、困難を有する障害児が、行動をする時の危険回避をするために必要な援護、外出時の移動介助、移動中の介護も行います。
- **短期入所(ショートステイ)** …… 介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
- **計画相談支援** …… 福祉サービス利用前の計画書作成や利用中のモニタリングをしながら計画の見直し等を行います。

補装具費の支給

対象 身体障害児、難病患者

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

日常生活用具の給付

対象 身体障害児、知的障害児、難病患者

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。障害等級によって手当額が異なります。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

障害児福祉手当

20歳未満のお子さんで、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

東海市援護扶助費

在宅で生活をされている障害を有する方に、月額で経済的支援があります。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

自立支援医療(育成医療)費の給付

体に障害があるか、現在の疾患を放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満のお子さんが、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を指定医療機関において行なう場合の医療費の一部を公費負担する制度です。

お問い合わせ 女性・子ども課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111

障害者医療費の助成

対象となる等級の身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方が、病院などにかかった時の医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。ただし、未就学の方は、子ども医療が優先となります。

お問い合わせ 国保課 ☎052-603-2211 ☎0562-33-1111